

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：愛媛県（知事部局、議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.1%
全職員	75.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.5%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	101.4%
本庁係長相当職	99.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.7%
31～35年	100.5%
26～30年	99.6%
21～25年	92.1%
16～20年	83.3%
11～15年	87.7%
6～10年	89.2%
1～5年	95.3%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。(週 23 時間 15 分勤務の場合、 $23 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} \div 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 0.6 \text{ 人/月}$)

【常勤職員】

・男性は勤続年数 26 年以上の職員が半数を占めているのに対し、女性は約 3 割となっており、男性の方が給与水準の高い職員の占める割合が高い。

・扶養手当受給者のうち男性が占める割合は 9 割以上となっている。

【常勤職員以外の職員】

・事務補助職員等の会計年度任用職員は、再任用職員よりも給与水準は低く、女性は会計年度任用職員の占める割合が 9 割以上であるのに対し、男性は 5 割未満となっている。

【全職員】

・男性は常勤職員の占める割合が約 9 割であるのに対し、女性は約 7 割となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。